

6 経済的支援

1 特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の子どもを養育している方に、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給します。支給には所得制限と支給要件があります。



支給内容

年3回、4月、8月、11月に、対象児童の数と等級に応じて、4か月分をまとめて支給します。

- ・1級(重度障害):月額5万3700円
- ・2級(中度障害):月額3万5760円

※上記は令和5年4月からの手当額です。

申請方法

お住まいの区の区役所保健福祉課・北神区役所保健福祉課・須磨区北須磨支所保健福祉課に、必要書類を添えて請求手続きを行ってください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

障害の認定

指定の特別児童扶養手当認定診断書で行うことを原則とします(指定の診断書は、お住まいの区役所の窓口に備えてあります)。なお、一部、診断書を省略し、障害者手帳又は療育手帳の写しで判定できる場合もありますので、お住まいの区役所の窓口でおたずねください。

2 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の子どもに対して、福祉の向上を図ることを目的として支給します。支給には所得制限と支給要件があります。



支給内容

年4回、2月、5月、8月、11月に前月までの3か月分をまとめて支給します。

月額1万5220円

※上記は令和5年4月からの手当額です。

申請方法

お住まいの区の区役所保健福祉課、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課にご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

3 重度心身障害者介護手当



心身に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする重度心身障害者(児)を介護されている方の負担を軽くし、また障害者(児)の福祉向上のために重度心身障害者介護手当を支給します。支給には所得制限と支給要件があります。

支給内容

年4回、2月、5月、8月、11月に前々月までの3か月分をまとめて支給します。
月額1万円

申請方法

手当を受けるには、お住まいの区の区役所保健福祉課・北神区役所福祉課・須磨区北須磨支所保健福祉課にご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

6

経済的支援

ヘルプマーク・ヘルプカード

※詳しくは二次元バーコードのリンク先でご確認ください。



● ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成したマークです。

● ヘルプカードとは

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

